



# 多可町婚活ネットワーク協会「パートナー紹介登録」について



## 1 多可町婚活ネットワーク協会「パートナー紹介登録」とは

結婚を希望する独身男女に、登録者同士の合意が得られた場合に「お見合い」の機会を提供するためのものです。

## 2 多可町婚活ネットワーク協会「パートナー紹介登録」に登録できるのは

結婚を希望する独身の方及び結婚するために自ら努力をされる方で、原則として、20歳以上の方です。

## 3 登録方法

- (1) 登録申込は、ご本人が直接多可町婚活ネットワーク協会事務局（多可町役場定住推進課）へお越しください。代理による申請はできません。
- (2) 受付日時は、月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分までです。
- (3) 登録時に必要な書類
  - ① 登録申込書：多可町のホームページからダウンロードができます。申込書中の基本事項は、性別と年齢以外公開されません。必須記入項目及び任意記入項目は、登録者閲覧用のプロフィールとしてお相手に公開されますので、ご了解のうえ、ご自身で責任を持ってご記入ください。
  - ② 独身証明書：本籍地のある市区町村長が発行したもので、発行後3ヶ月以内のものに限ります。（コピー後お返しいたします）戸籍抄本をもって独身証明書に替えることもできますが、ご本人からの希望で提出される旨の書類を提出していただきます。
  - ③ 会員誓約書：多可町のホームページからダウンロードができます。記載内容をよく読み記名押印してください。
  - ④ 健康保険証：ご本人、勤務先及び住所の確認をさせていただきます。（コピー後お返しいたします）
  - ⑤ 写真2枚：閲覧用に掲載する全身写真L判縦1枚（立ち姿）と登録用顔写真3×4cm1枚（ともに無帽で本人のみが写り、3ヶ月以内に撮影されたもの）
  - ⑥ 印鑑：認印等

## 4 登録期間

登録有効期間は、登録した年度の3月31日までです。

登録有効期間終了後、引き続き登録を希望される場合は、当協会が指定する期日までに更新の希望確認書類等の提出をお願いします。（指定する期日までに更新手続きがなされない場合は登録が抹消されます）また、更新の3回目ごとに改めて新規登録時と同様の書類の提出が必要となります。

## 5 登録内容の変更

登録後、記入項目に変更が生じた場合は、速やかに当協会事務局に変更届を提出してください。住所や勤務先等の基本事項の変更の場合は、健康保険証等にて確認をさせていただきます。

## 6 プロフィール閲覧からお見合い申込みまで

- (1) プロフィールの閲覧いただけるのは、登録者本人のみです。
- (2) プロフィールの閲覧時間は、1時間以内です。
- (3) 登録者のプロフィールは、プライバシー保護の観点から当協会役員と登録者以外には開示いたしません。なお、男性登録者が閲覧できるのは女性登録者のみ、女性登録者が閲覧できるのは男性登録者のみです。
- (4) 閲覧の結果、当協会役員または事務局はあなたが選んだお見合いの相手と「お見合い条件」がどうかを確認してから、お見合いの申込みをします。あなたと相手の方の条件が合わなければ、お申込みはできません。また、一度お見合いを申し込んだお相手へ再度のお申込み、お見合いを実施したお相手へのお申込みはできません。
- (5) 1回の閲覧でお見合いを希望するお相手を第3希望の方までお選びいただくことができます。まず、第1希望の方にお申込みをし、お見合いの同意が得られなければ次に第2希望の方にお申込みすることができます。選んだすべての方とお見合いが成立しなければ、新たにプロフィールの閲覧

をしていただくことができます。

- (6) お見合いは、あなたのプロフィールを相手方に送付して申し込みます。あなたの閲覧用プロフィールと写真がお相手の方に開示されることをあらかじめご承知ください。
- (7) お見合いの申込みを受けられた登録者の方は、7日以内に当協会事務局までお見合い希望の有無を回答してください。7日以内に回答がない場合は、お見合い希望がないものとさせていただきます。

## 7 お見合いの成立

- (1) 申込みの相手の方よりお見合いの了解の返事があれば、お見合いとなります。お見合いは、当協会役員または事務局と日程等の調整をおこないます。
- (2) 指定された日時・場所を確認し、登録証をお持ちになり、予定時間の5分前にお越しください。
- (3) お見合い時間は30分程度とし、前半は当協会役員が同席します。
- (4) お見合い当日は、トラブル防止のためあなたの住所や電話番号、メールアドレスなどを絶対に相手に教えないでください。
- (5) お見合い後、7日以内に交際希望の有無を当協会事務局まで必ずご連絡ください。
- (6) 双方とも交際の意思があると確認された場合、あらためて双方にお相手のご連絡先をお伝えします。

## 8 交際スタート

- (1) お互いに連絡を取り合い、交際をスタートさせてください。交際を開始してからは、本人同士倫理を遵守し、それぞれの責任において交際をしてください。交際開始後のトラブルにつきましては、当協会は一切の責任を負いません。
- (2) 交際中は、閲覧用のご自身のプロフィールは非公開となります。また、プロフィールの閲覧・お見合いもできません。
- (3) 交際開始後、おおむね3ヶ月ごとに交際の進行状況等をお尋ねいたしますのでご回答ください。
- (4) 交際を中止したい場合は、相手の方にはっきりとお断りをし、双方合意のうえで当協会にご連絡ください。

## 9 登録の中止について

ご結婚が決まられたりその他の理由により中止される場合には、中止届の提出が必要です。

## 10 その他

- (1) プライバシーについては、厳守しておりますのでご安心ください。登録の際に記入いただいた個人情報、多可町婚活ネットワーク協会の目的以外には使用しません。ただし、警察等から法的根拠に基づき開示を求められた場合またはこれ以外の場合でも当協会が開示の必要があると判断した場合は、会員本人の同意がなくとも登録情報の一部を開示することがあります。
- (2) 登録の中止等のお申し出があった方の個人情報については、適切かつ速やかにその情報を削除します。なお、提出いただいた書類等は返却できませんのでご了承ください。
- (3) 乱暴な言動・行動等、不当な行為をされる方の登録は堅くお断りします。
- (4) 登録申込時または登録後、次のような偽りや倫理・マナーに反する行為が認められた場合には、登録お断りまたは登録を抹消するとともに、悪質な場合には法律に基づいた対処をすることがあります。
  - ① 偽りその他不正な手段で登録をしたとき
  - ② 結婚をしている、もしくは交際中のお相手がいるにもかかわらず登録したとき
  - ③ プロフィールの変更があったにもかかわらず、変更手続きをしないまま閲覧・お見合いをしたとき
  - ④ 登録者であることにより知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示・漏えい・利用したとき
  - ⑤ 当協会の指導及び指示に従わなかったとき
  - ⑥ 会員としてふさわしくない行為があったとき
  - ⑦ その他当協会の運営に重大な支障をきたす恐れがある場合